

議案第32号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第12条第1項の規定
により提出する。

令和3年3月2日

提出者 板橋区議會議員

石川 すみえ

山田 ひでき

山内 えり

吉田 豊明

いわい 桐子

竹内 愛

小林 おとみ

五十嵐 やす子

かなざき 文子

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和34年板橋区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第15条の4第1号中「7. 14」を「7. 13」に、「56」を「57」に改め、同条第2号中「3万9, 900円」を「3万8, 800円」に、「44」を「43」に改め、「除して得た額」の次に「(賦課期日の前日において満18歳未満である被保険者（以下「18歳未満の被保険者」という。）にあつては、1人につき1万9,400円)」を加える。

第15条の12第1号中「2. 29」を「2. 41」に、「56」を「57」に改め、同条第2号中「1万2, 900円」を「1万3, 200円」に、「44」を「43」に改め、「除して得た額」の次に「(18歳未満の被保険者にあつては、1人につき6,600円)」を加える。

第16条の4第1号中「1. 95」を「2. 49」に、「54」を「56」に改め、同条第2号中「1万5, 600円」を「1万7, 000円」に、「46」を「44」に改める。

第19条の2第1号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「2万7, 930円」を「2万7, 160円（18歳未満の被保険者にあつては、1人について1万3, 580円）」に改め、同号イ中「9, 030円」を「9, 240円（18歳未満の被保険者にあつては、1人について4, 620円）」

に改め、同号ウ中「1万920円」を「1万1,900円」に改め、同条第2号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「1万9,950円」を「1万9,400円（18歳未満の被保険者にあつては、1人について9,700円）」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,600円（18歳未満の被保険者にあつては、1人について3,300円）」に改め、同号ウ中「7,800円」を「8,500円」に改め、同条第3号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「7,980円」を「7,760円（18歳未満の被保険者にあつては、1人について3,880円）」に改め、同号イ中「2,580円」を「2,640円（18歳未満の被保険者にあつては、1人について1,320円）」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,400円」に改める。

付則第3条中「地方税法」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

付則第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第8条の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2及び付則第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の付則第8条の規定は、令和3年2月13日から適用する。

（提案理由）

子育て世代の国民健康保険料の負担軽減を図るため、保険料の軽減措置を設けるほか、所要の規定整備をする必要がある。

新	○東京都板橋区国民健康保険条例 昭和 34 年 11 月 30 日東京都板橋区条例第 22 号	○東京都板橋区国民健康保険条例 昭和 34 年 11 月 30 日東京都板橋区条例第 22 号
第 1 条～第 14 条の 4 略	(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)	(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

新	旧
<p>の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額 (同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得相互通除法 (昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互通除法」という。) 第 8 条第 2 項 (外国居住者等所得相互通除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 19 条の 2 第 1 号において同じ。) に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互通除法第 8 条第 4 項 (外国居住者等所得相互通除法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。) に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に第 15 条の 4 の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第 15 条の 2 ・ 第 15 条の 3 略 (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第 15 条の 4 同右</p>	<p>の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額 (同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得相互通除法等の非課税等に係る法 (昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互通除法」という。) 第 8 条第 2 項 (外国居住者等所得相互通除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 19 条の 2 第 1 号において同じ。) に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互通除法第 8 条第 4 項 (外国居住者等所得相互通除法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。) に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に第 15 条の 4 の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第 15 条の 2 ・ 第 15 条の 3 略 (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第 15 条の 4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>

(1) 所得割 100 分の <u>7.13</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の <u>57</u> に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)	(1) 所得割 100 分の <u>7.14</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の <u>56</u> に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万8,800円</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の <u>43</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘査して算定した数で除して得た額) <u>ある被保険者(以下「18歳未満の被保険者」という。)にあつては、1人につき<u>1万9,400円</u>)</u>	(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万9,900円</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の <u>44</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘査して算定した数で除して得た額) <u>ある被保険者(以下「18歳未満の被保険者」という。)にあつては、1人につき<u>1万2,900円</u>)</u>

第15条の5～第15条の11 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 同右

(1) 所得割 100 分の <u>2.41</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の <u>57</u> に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)	(1) 所得割 100 分の <u>2.29</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の <u>56</u> に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万3,200円</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の <u>43</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者	(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万2,900円</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の <u>44</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者

	新	日	
の数等を勘案して算定した数で除して得た額) にあつては、1人につき 6,600円)	の数等を勘案して算定した数で除して得た額)	の数等を勘案して算定した数で除して得た額)	
第 15 条の 13～第 16 条の 3 略 (介護納付金賦課額の保険料率)	第 15 条の 13～第 16 条の 3 略 (介護納付金賦課額の保険料率)	第 15 条の 13～第 16 条の 3 略 (介護納付金賦課額の保険料率)	
第 16 条の 4 同右	第 16 条の 4 同右	第 16 条の 4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率 は、次のとおりとする。	
(1) 所得割 100 分の 2.49 (介護納付金賦課総額の 100 分の 56 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、省令第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 1 万 5,600 円(介護納付金賦課総額の 100 分の 46 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)	(1) 所得割 100 分の 1.95 (介護納付金賦課総額の 100 分の 54 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、省令第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 1 万 5,600 円(介護納付金賦課総額の 100 分の 46 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)	第 16 条の 5～第 19 条 略 (保険料の減額)	
第 16 条の 5～第 19 条 略 (保険料の減額)	第 16 条の 5～第 19 条 略 (保険料の減額)	第 19 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額 は、第 14 条の 4 又は第 15 条の 5 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円) 及び第 15 条の 10 又は第 15 条の 13 の後期高齢支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円) 並びに第 16 条の 2 の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額	

新	旧
(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条第4項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額）、同法附則第35条の2の2第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居	して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居

新	旧
<p>住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条 の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規 定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の算定 についても同様とする。以下この条において同じ。) 及び山林所得金額 並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法 第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世 帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号において 「世帯主等」という。) のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与 所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限 る。) をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所 得を有する者(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得 金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得に つて同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える 者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額 が 110 万円を超える者に限る。) をいい、給与所得を有する者を除く。) の合計数(以下この号、次号及び第 3 号において「給与所得者等の 数」という。) が 2 以上の場合は、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額をえた金額)を超えた金額を超えない世帯に係る保険料の納 付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 2 万 7,160 円 (18 歳未満の被保険者にあっては、1 人については、1 万 円を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 2 万 7,930 円</p>	<p>住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条 の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規 定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の算定 についても同様とする。以下この条において同じ。) 及び山林所得金額 並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法 第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額</p>

		新	日
3,580 円)			
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 9,240 円 (18 歳未満の被保険者については、1 人について 4,620 円)	イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 9,030 円		
ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 1,900 円	ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 920 円		
(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項にて定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた數に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に、28 万 5,000 円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する以外の者	(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項にて定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた數に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に、28 万 5,000 円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する以外の者		
ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 9,400 円 (18 歳未満の被保険者については、1 人について 9,700 円)	ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 9,950 円		
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 6,600 円 (18 歳未満の被保険者については、1 人について 3,300 円)	イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 6,450 円		
ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 8,500 円	ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 7,800 円		
(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項	(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項		

新	旧
第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する以外の者	に規定する金額
ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,760円(18歳未満の被保険者にあっては、1人について 3,880円) イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円(18歳未満の被保険者にあっては、1人について <u>1,320円)</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,400円</u>	に、52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,980円 イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,580円 ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,120円
第19条の3～第29条 略	第19条の3～第29条 略
付則	付則
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略
(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)	(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)
第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年内に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号	第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年内に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号

新	旧
<p>中「総所得金額（同法）とあるのは、「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した額から15万円を控除した額によるものとし、地方税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき（限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>以下略</p>	<p>中「総所得金額（同法）とあるのは、「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した額から15万円を控除した額によるものとし、地方税法」とする。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき（限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>以下略</p>